

TIPSスタンプラリーシステム取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、TIPSスタンプラリーシステムを使用したスタンプラリーの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「TIPSスタンプラリーシステム」とは、静岡県公式観光アプリ「TIPS」に構築されているWEBスタンプラリーシステムをいう。

(TIPSスタンプラリーシステムの使用の承認)

第3条 TIPSスタンプラリーシステムを使用してスタンプラリーを実施しようとするものは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするものは、様式第1号又は同様式の内容を記載した任意の文書により、スタンプラリー開始日の原則2か月前までに静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課に申請しなければならない。

3 前項の申請には、様式第1号別紙による誓約書を添付しなければならない。

(承認基準)

第4条 前条第1項の承認は、次の各号のいずれにも該当するスタンプラリーについて行うものとする。

(1) 主催者が、次のいずれかに該当すること

ア 国、地方公共団体又は観光協会

イ 公益社団法人、公益財団法人又は特別の法律に基づき設立された公益的性格を有する法人

ウ その他その存在及び基礎が明確で、事業遂行能力を十分有すると認められるもの

(2) 実施しようとするスタンプラリーが、次のいずれにも該当すること

ア 県内の観光周遊の促進に寄与し、県の方針及び施策に反しないものと認められること

イ 県内の地点や施設等をスポットに設定して開催されるものであること

ウ 収益事業に類するものでないこと

エ スポットの選定に当たっては、管理者等の許可を得られると見込まれるとともに、参加者にとって安全な地点や施設等であること

オ 特定の宗教活動又は政治活動を内容としていないこと

カ 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないこと

キ 事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられていること

2 前項の規定に関わらず、主催者が「静岡県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」の3の(1)、(2)、(3)、(6)及び(7)に該当する場合は、承認をしないものとする。

(審査等)

第5条 第3条第1項の承認の審査は、様式第2号により行うものとし、承認をした場合は様式第3号により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 第3条第1項の承認を受けたものは、承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 知事は、第3条第1項の承認を受けたものが、次のいずれかに該当すると認める場合には、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正行為により承認を受けたとき
- (2) 前条の規定による変更の届出をしなかったとき
- (3) その他不適当な行為があったとき

(事業報告)

第8条 第3条第1項の承認を受けたものは、スタンプラリー終了後速やかに様式第4号又は同様式の内容を記載した任意の文書により使用報告書を提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、TIPSスタンプラリーシステムを使用したスタンプラリーの実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月9日から実施する。